

# 鳥取県人権教育基本方針

## －第3次改訂－



鳥取県マスコットキャラクター トリピー

概要版

令和5年3月  
鳥取県教育委員会

## 改訂の経緯

鳥取県教育委員会では、人権に関わる教育課題を統合的に捉えて推進するため、平成16(2004)年に「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成24(2012)年の第1次改訂、平成29(2017)年の第2次改訂を経て、その趣旨の徹底に努め、差別のない真に人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできました。

しかし、国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県においても新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見が生起するなど、人権が尊重されている社会が十分に実現しているとは言えない状況があります。また、我が国は、格差社会の拡大、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化やグローバル化に加え、平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、急激な変化にさらされています。

そのような状況の中、いじめ、子どもや高齢者に対する虐待、ヘイトスピーチ、貧困等の人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、個人情報の漏洩、性的マイノリティへの偏見等、人権問題は複雑化・多様化しています。

このたび、鳥取県が人権施策の総合的な推進を図るため策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第4次改訂(令和4年2月)に基づき、これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、急激な社会情勢の変化と新たに注目されてきた人権問題に対応し、人権教育のより一層の充実を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の第3次改訂を行うことにしました。

## 改訂のポイント

### (1) 「鳥取県人権施策基本方針－第4次改訂－」との整合

○社会情勢の変化や法令等の改正などにより一層の対応が求められている課題への対応

・共通して取り組む課題

SDGsにおける人権、デジタル社会における人権、ユニバーサルデザインの推進

・女性活躍推進法改正、鳥取県人権尊重の社会づくり条例改正、人権教育のための世界計画第4フェーズ(2020~2024年)の採択など

・男女共同参画、性的マイノリティ、新型コロナウイルス感染症など

### (2) 本県の人権教育の基本的考え方の継承

○同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置付ける

○国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

### (3) 学習指導要領の内容を踏まえた人権教育の推進

○普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要

### (4) 国が公表した人権教育の指導方法等の在り方について【第3次とりまとめ】の補足資料(令和4年3月)等の反映

○社会情勢の変化に対応した人権教育の推進

・子どもの人権(いじめ・不登校等)、子ども以外の人権(インターネット上の誹謗中傷、同和問題(部落差別)、障がいを理由とした差別等)

# 構成

## 第1章 人権教育をめぐる動き

### 【同和教育で培われてきた原則】

- 差別の現実から深く学ぶ
- ・事象の背景に迫る中で教育課題を明らかにする
- ・自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていく

### 【国際社会で培われてきた原則】

- 権利を基礎にすえること
- 具体的な問題を基礎にすえること
- 行動(解決)を志向すること
- エンパワメントの重視
- 「参加型」の重視

【人権救済と人権教育について】  
人権尊重の社会づくり相談ネットワークとの連携

## 第2章 鳥取県がめざす人権教育について

### 【豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成】

- ・本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- ・「人権尊重の社会づくりの担い手」であることを自覚する
- ・多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

## <人権教育の推進>

### 第3章 人権教育の充実

- ・人権教育を通して育てたい資質・能力
- ・人権教育における評価の在り方

### 第4章 人権教育の推進者の育成

- ・あらゆる場を通じた人権教育の推進
- ・推進者の育成（学校・家庭・地域・職場）

## <様々な人権問題への取組>

### 第5章 各人権問題に関わる教育の推進指針

#### 《共通して取り組む課題》

SDGsにおける人権

デジタル社会における人権

ユニバーサルデザインの推進

#### 《各人権問題に関わる教育の推進について》

同和問題（部落差別）

感染症等病気にかかわる人の人権

男女共同参画に関する人権

刑を終えて出所した人の人権

障がいのある人の人権

犯罪被害者等の人権

子どもの人権

性的マイノリティの人権

高齢者の人権

生活困難者の人権

外国人の人権

様々な人権

## 第1章 人権教育をめぐる動き

### 第1節 同和教育で培われてきた原則について

- 1 同和教育が築いてきたもの
- 2 同和教育で培われてきた原則

同和教育は、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民と共につくる教育」など実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、同和教育の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決と全ての人々の権利回復、自己実現を図る取組を重ねてきました。

#### 【差別の現実から深く学ぶ】

教職員や指導者が子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で教育課題を明らかにすること。そして、自分と差別とのかかわりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていくこと。

### 第2節 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

- 1 人権教育をめぐる国際社会及び我が国の動き
- 2 「人権」について
- 3 国際社会で培われてきた人権教育の原則



急激な社会の変化や人権意識の高まりによって様々な人権問題が市民によって提起されるようになった今日、人権教育に寄せられる期待はますます大きくなっています。

鳥取県教育委員会では、国際社会の中で培われてきた人権教育の原則に立脚し、人権を実際の生活の中で生かせるよう、知識だけでなく技能や態度を高め、行動力をつけることをめざしています。

#### 【権利を基礎にすえること】

法や条約に記された人権について学ぶこと等を通じて、誰もが「権利の主体」であり、人権尊重の社会づくりの担い手であるとの意識を確立すること。

#### 【具体的な問題を基礎にすえること】

具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということをつまみ、権利回復につなげる資質・能力を育てること。

#### 【行動（解決）を志向すること】

人間としての尊厳の自覚に基づき、人権が尊重される社会（問題の解決）をどのように実現するのかを見極め、実現する資質・能力を育てること。

#### 【エンパワメントの重視】

自分自身のかけがえのなさに気づき、権利の主体であるという意識を確立することで、本来もっている能力を発揮し、自己決定の幅を広げること。

#### 【「参加型」の重視】

協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々が尊重し合い、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスのこと。

### 第3節 人権救済と人権教育について

- ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との効果的連携
- ・相談ケースの背景の分析
- ・課題解決に向けた人権教育の取組の充実



## 第2章 鳥取県がめざす人権教育について

### 1 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける

鳥取県教育委員会では、これまで取り組まれてきた同和教育の原則を踏まえた人権教育を推進することをめざしています。

### 2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」とともに、国際社会で普遍性を認められた権利の内容、人権概念等を踏まえた「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」を重視します。

### 第1節 鳥取県の人権教育がめざすもの - 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成 -

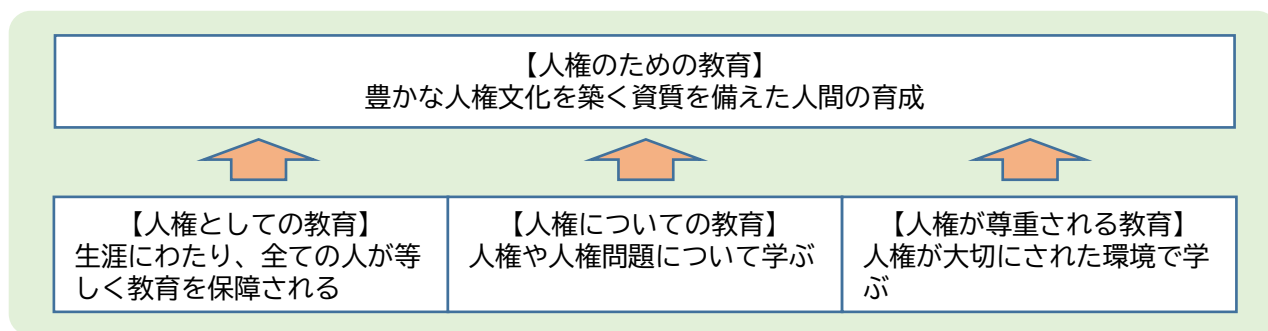
#### 【人権教育がめざすもの】

- ・本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- ・「人権尊重の社会づくりの担い手」であることを自覚する
- ・多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

### 第2節 人権教育の概念及び手法

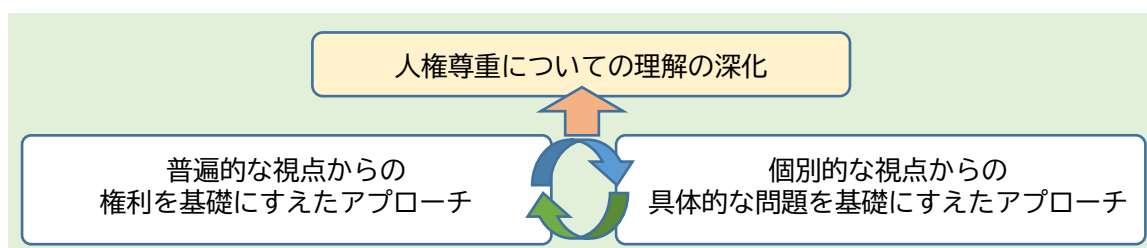
#### 1 人権教育の四側面

人権教育に取り組む上で大切なことは、教育活動全体を通じて取組を推進するという事です。人権教育の4つの側面を密接に結び付けながら取り組むことが大切です。



#### 2 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の往還

人権教育の手法については、「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」と「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」の2つのアプローチがあいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられています。



### 【個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ】

様々な人権問題について、問題の解決を考えることによって、普遍性に近づいていくこと

### 【普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ】

普遍的な「人権」という基準から、自身の経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげること

## 第3章 人権教育の充実

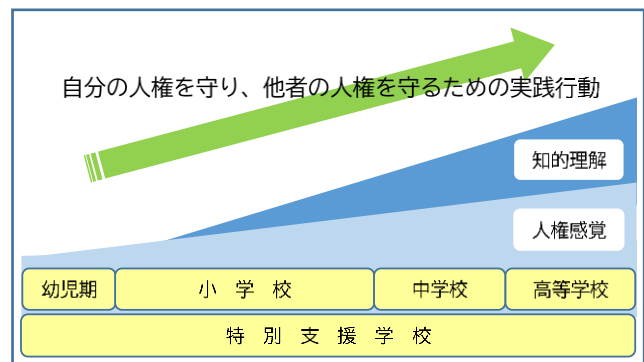
### 第1節 人権教育を通して育てたい資質・能力

#### 1 育てたい資質・能力

知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

#### 2 就学前教育・学校教育・社会教育の連携、校種間の協力と連携

各校種、各校が、育てたい資質・能力を拠り所とした人権教育を実践し、校種の異なる学校や同一校種の他の学校との情報交換、情報共有を行いながら、系統的・継続的な人権教育の取組を推進することが重要です。



### 第2節 人権教育における評価の在り方

- 1 学校教育における評価
- 2 社会教育における評価



## 第4章 人権教育の推進者の育成

### 第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進

### 第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成

- 1 学校
- 2 家庭
- 3 地域
- 4 職場



## 第5章 各人権問題に関わる教育の推進指針

### 第1節 共通して取り組む課題

#### 1 SDGsにおける人権

SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を踏まえた人権教育を推進する。

#### 2 デジタル社会における人権

インターネット等の特性の理解とともに、情報モラルやメディアリテラシーを育む教育を推進する。

#### 3 ユニバーサルデザインの推進

様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育を推進する。



### 第2節 各人権問題に関わる教育の推進について

#### 1 同和問題（部落差別）

人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点をより重視しながら、全ての人の自己実現と部落差別の解消をめざした教育を推進する。

#### 2 男女共同参画に関する人権

誰もが性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人一人の個性と能力を伸ばし、自他の尊重と自立の意識を育てる教育を推進する。

#### 3 障がいのある人の人権

「障がいの社会モデル」に基づいて、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、共に社会をつくっていると実感できる教育を推進する。

#### 4 子どもの人権

子どもの権利条約等に基づいて、子どもが権利の主体として尊重され、子ども自身が自他の人権の大切さを認めながら、「権利の主体」意識を育てる教育を推進する。

#### 5 高齢者の人権

高齢者のための国連原則（自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）を踏まえ、ユニバーサルデザインや合理的配慮等の考え方を取り入れた教育を推進する。



## 6 外国人の人権

外国人一人一人の実態に応じた、きめ細かな指導・情報提供等を実施するとともに、異なる文化等における多様性を認め、他者を尊重する態度を育てる教育を推進する。

## 7 感染症等病気にかかわる人の人権

病気にかかわる人への適切な支援を実施するとともに、病気にかかわる社会的問題への理解を深め、患者等に対する偏見や差別の解消をめざした教育を推進する。

## 8 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人の人権をめぐる社会的問題についての理解を深め、当事者に対する偏見や差別の解消をめざした教育を推進する。

## 9 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等への支援を実施するとともに、当事者の人権をめぐる社会的問題について理解を深める教育を推進する。

## 10 性的マイノリティの人権

性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人一人の人権が大切にされ、「人」として個性と能力を伸ばすことができる教育を推進する。

## 11 生活困難者の人権

生活困難者への支援を実施するとともに、社会における企業の役割等の理解を深め、偏見や差別の解消をめざした教育を推進する。

## 12 様々な人権

北朝鮮当局によって拉致された被害者等、災害被災者等の人権、アイヌの人々、ひきこもりの状態にある人の人権、個人情報の保護、ビジネスと人権などの人権問題に対応する教育を推進する。



# 鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－

令和5年3月

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

電話：0857-26-7535 FAX：0857-26-8176

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

人権教育課のホームページに、人権教育に役立つ教材・情報などを掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

Qとりネット 人権教育

